

フジグラン十川ショッピングセンター北エリア

●香川県公告第百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十四年香川県公告第五百八十九号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン十川ショッピングセンター北エリア
高松市十川東町字佐古四三番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - 1 高松市都市景観条例（平成五年高松市条例第二十一号）に基づき、地域特性に配慮し、誘導基準に留意した景観形成を行うこと。
 - 2 フジグラン十川ショッピングセンター南エリア（以下「南エリア」という。）の東側出入口A付近に新設される駐車場については、当該駐車場の南側に接する市道十川西町十八号線から車両が進入しないよう対策を講じること。
 - 3 南エリアの南側の隔地に新設される駐車場と二の店舗との連絡道の通行については、その安全と円滑の確保を図るための対策を講じること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十五年三月四日（火曜日）から同年四月四日（金曜日）まで